

近世イングランド議会史像をめぐって

—エリザベス治世期を中心に—

仲 丸 英 起

はじめに

- I ニールの議会史像
- II エルトンと修正主義の展開
- III エルトンに対する反批判
- IV 議会外コンテクストをめぐって
- V 新たな議会史像の模索

はじめに

日本の西洋史学界において、近世イングランド史研究はかつて枢要な地位を占めていた。世界で初めて絶対主義的圧政を敷く国王を打ち倒し、市民革命を達成したとされていた当該期のイングランドは、敗戦の混乱から抜け出す方途を探し求めている当時の知識人たちにとって希望に満ちた導きの星と映った。こうした文脈においては、勃興してきたヨーマンやジェントリが王権に対抗する手段とした議会は、民主主義を象徴する制度であると見なされた。それゆえ革命期に果たした重大な役割は言うに及ばず、16世紀中における政治的および制度的発展に関しても、議会は活発な議論の対象となっていたのである。

しかし現在では戦後史学の終焉が叫ばれて久しく、現代日本が求める模範をイギリス史研究に直接投影するのは困難である。研究関心の多様化はグラント・セオリーに立脚した歴史観の展開を不可能なものとし、革命に対する関心の低下は、政治思想史や宗教史など一部の領域を除けば、近世イングランド史研究全般が低調となる結果を招いた。そしてこうした状況のなかで、議会も以前と比べて注目される機会は減少している。しかし欧米の歴史学界においては、紛れもなく他の大陸諸国の身分制議会と相違していた当時のイングランド議会に対し、今日まで絶えず関心が向けられてきた。本稿は、日本では閑却されがちであったエリザベス治世期議会に関して、

英米学界における1990年代に至るまでの学説史を整理する試みである¹⁾。

I ニールの議会史像

かつて同時代の議会史研究で日本の研究者が頻繁に引用したのが、J・E・ニールによる一連の業績であった。ニール以前にも、その師に当たるA・F・ポラードあるいはW・ホールズワースら政治史や法制史から議会史へアプローチした研究は存在したが²⁾、手稿文書をほとんど用いていないなど、実証的なものとは言い難かった³⁾。その意味で実証歴史学的手法を用いた議会史像を初めて描出したのがニールだったのである。ニールは制度史の枠組みから議会史を解放し、当時のイングランド社会との関係をつまびらかにしようとしたのであり、当該期における本格的な議会史研究はニールに始まるといっても過言ではない⁴⁾。初期ステュアート朝期を対象としたW・ノートスタインの研究とともに⁵⁾、その学説は20世紀中葉まで通説とされた完成度の高いものであった。

エリザベス女王の伝記でも名を馳せたニールは⁶⁾、1920年代から議会史の研究に着手し、第二次大戦後に出版された『エリザベス治世期の下院』と『エリザベス1世とその議会』でその研究を結実させた⁷⁾。彼の主張の核となったのは議会内外におけるピューリタン党派の存在である。ニールによれば、ピューリタンはメアリ治世期中の1555年に初めて政治勢力として出現し、エリザベス即位後には、大陸へ亡命していた人々が自らの同盟者を増やしてイングランドへ帰国したため、さらにその力を増大させた。したがってエリザベスの第1議会において国教会の再建をめぐって女王と対立したのも、従来論定されていたような貴族院のカトリック教徒ではなく、下院

の急進的なプロテスタント勢力であった。これ以降のニールによるエリザベス治世期議会史の叙述は、国教会をより保守色の強いものへ引き戻そうとする女王と、さらなる急進化を目指すピューリタン反対派との度重なる駆け引きを基軸として展開されてゆくことになった。こうした闘争を通じて、下院の地位は17世紀初頭には王権に匹敵しうるほどにまで高められたとされたのである。

ニールのこうした発展段階的図式は、当然他の事項の解釈にも及んだ。下院の議事手続は16世紀後半に整備が進められたが、この事実は下院の成熟度を示すものとされた。逆に貴族院は常に王権側に与し、台頭してきた下院の抑制を主たる機能としていたとして、その役割はきわめて低く評価された。また下院議席もエリザベス治世中に創設が相次いだ、これは中央への政治参加を熱望するジェントリたちの圧力に王権が屈した状況を表していると考えられた。さらに都市議席の多くが近隣に居住していない人物によって占められているという「ジェントリの侵略」も、同じくジェントリたちの政治的熱意の高まりによって説明された⁸⁾。「私が王権と議会との関係を中心に叙述を行ってきたのは、……一部には私の目的がイングランド国制の発展におけるエリザベス治世期の重要性の明示、とりわけ初期ステュアート朝議会が16世紀にほとんど根源を有していないという幻想の打破にあるからである⁹⁾」というニールの言葉は、革命を前提とした目的論的なホイッグ史観を雄弁に物語るものであった。

こうしてエリザベス治世期のイングランド議会史におけるニールの権威は揺るぎないものとなった。ニール説への批判が存在しなかったわけではないが¹⁰⁾、その通説としての影響力は1960年代までは依然堅固であり、彼に対する全面的な挑戦の開始は1970年代半ばのG・R・エルトンの登場を待たなければならなかった¹¹⁾。

II エルトンと修正主義の展開

ニールの高弟であり、1960年代にテューダー行政革命論を唱えて一大論争を巻き起こしていたエルトンが、研究の軸足をテューダー朝の前期から後期へ移す契機となったのは1973年の王立歴史学協会にお

ける会長講演であった。翌年に公刊されたこの講演は近世イングランド議会史に一つの大きな転機をもたらすこととなる¹²⁾。エルトンは、議会を闘争の場と捉えるニールの主張を180度反転させ、議会は政治的安定性を達成するための手段であったと主張した。すなわち国王および政府にとっては、議会は政治国民によって国家の重大事項が討議され助言が与えられる場であり、さらにその議論を通じて王国内で幅広く情報が共有される場でもあった。また議員たちにとっても、自らが代表している地域や個別集団にとって有利となる立法を獲得しうる場であるとともに、個々の政治的ないし社会的野心を満たす階梯として利用しうる場であった。よって議会は為政者と非為政者との「接点 (points of contact)」として機能していたのであり、国王と王権は通常協調的關係にあったのであって、偶発的な王権への抵抗も国制上の原理とは関わらないものであった。

さらに1978年に行われたニール記念講演は前回の講演をさらに発展させたものであり、皮肉にもニールの学説を完全に打破するものとなった¹³⁾。エルトンによれば、議会の主要な機能はイデオロギー対立ではなく法律の制定であった。時として生じる議論の紛糾は、支配者集団内部（宮廷および枢密院）における意見の不一致が議会に派生していたに過ぎなかったのである。それゆえ議会に関する史料はこの立法機能を前提として解釈しなければならず、またこれまで軽視されてきた貴族院の影響力の大きさを考慮し、さらに個々の具体的法案にも目を向けなければならない。政治的および国制的発展の傍証とされた議事手続の変化は、実際には立法の必要性から生じたものであり、その観点から理解しなければならないものである。こうした立法重視の背景には、議会制定法の至上性が王権にとっても議員たちにとっても有益であったという確信に近い想定があった。ここにエリザベス治世期議会史におけるニールの時代は終焉し、新たにエルトンの時代が幕を開けたのである¹⁴⁾。

以上のようなエルトンの主張と問題提起を受け、いわゆる「修正主義者」によるニール批判が1980年前後にいっせいに開始された。メアリ治世期の議会を史料に即して検証したJ・ローチは、組織的抵抗

勢力が議員内に長期間存在した根拠を見出せなかった¹⁵⁾。もちろん議会在女王に抵抗する場合もあったのだが、それは主としてスペイン国王との結婚や修道院領の復帰など、教義とは直接関わらない国政上の問題点に関してであったり、あるいは宮廷内の確執を反映したものであったりした。またニールがエリザベス即位後にピューリタン党派の中核を担ったとした大陸からの亡命帰還者についても、K・R・バートレットやN・M・サザーランドの研究により解明が進められた¹⁶⁾。両者によれば、一致した利害関係を生み出すような経験を亡命者たちは共有しておらず、下院を指導しうほどの党派性はとうてい見られないというのである。さらにエリザベス体制の確立期においても、ニールの主張はことごとく反駁されていった。W・ハドソンは、この時期の高位官職者はむろんカトリック教徒ではなかったものの、宗教的党派を組むほどの一体性はなく、急進化する要素は存在しないと論じた¹⁷⁾。またエリザベス治世初期の議会について子細な検討を行ったN・L・ジョーンズは、下院においてピューリタン運動は存在せず、この時期に問題を引き起こしたのは貴族院のカトリック教徒や既得権益の擁護者であったという結論に達した¹⁸⁾。

ニールの主張が根底から覆されエルトンの主張が受容されてゆくにつれて、同時代の議会史をめぐる問題関心は議事運営や議事手続といった立法メカニズムへと焦点が移っていった。議事運営について多くの業績を上げたのはM・A・R・グレーヴスである¹⁹⁾。グレーヴスは、ニールがピューリタン党派における強力な指導者であるとしていたトマス・ノートンが、実際には「議会実務家 (men of business)」の一人であったとする持論を展開した。ノートンをはじめとする一連の議会実務家を利用して、枢密院は下院の活動に影響力を及ぼしていたのである。このグレーヴスの説を敷衍して、エルトンは枢密院がそのような議会運営を迫られた理由を解説している²⁰⁾。公的法案の通過を図るために、問題行動の多い議員や、時には女王の行動にさえ枢密院は対策を講じる必要があったのである。またニールが国制的発展の試金石とした議事手続の発展についても、S・ランバートやエルトンらは16世紀後半に急増した法

案を迅速かつ円滑に処理する必要性から生じたものであるとし²¹⁾、グレーヴスはその変化に対する貴族院の貢献を指摘している²²⁾。

Ⅲ エルトンに対する反批判

こうした立法制度と平行して、その成否にかかわらず提出された法案内容についての研究も進められた。議会在エルトンの提唱通りイデオロギー対立の場ではなく立法をその本義とする機関であったとすれば、当然その内容を問う研究が重要となるからである。しかしこうした研究が進展していった1980年代後半から、今度はエルトンの主張に対する個別的な批判が次々と生起してゆくことになる。

たとえば政府および女王が議会を召集する基本的な理由であった課税法案について、エルトンに近い立場から数多くの業績を上げた研究者にJ・オールソップがいる。各会期冒頭に政府によって提出される課税法案は、ニールの見解では下院が王権との政治的駆け引きにおいて利用しうる強力な手段であった。しかしエルトンやオールソップによれば、テューダー朝前半に課税原則に変化が生じ、エリザベス治世期には課税の認可が急速に慣例化していったという。大多数の議員は課税法案に対して関心を持たず、それゆえ一部の会期を除いてほとんど議論が行われなかったのであり、この法案の成否は下院の政治的武器とはなりえなかったのである²³⁾。こうした主張に対しG・L・ハリスやR・ホイルは、課税原則の変化は生じておらず、法案の審議もけっして慣例化していたわけではなかったと批判し、依然論争に決着はついていない²⁴⁾。

課税の場合は法案提出者とその意図が明白であるが、法案の大多数を占める私的法案については、その動機が非常に複雑であるという事情も判明してきた。一見すると単なる社会ないし経済的規制に関する法案であっても、その背後には同時代の宗教的知識にもとづく思想が息づいている場合が往々にしてある。一例をあげると、ジョーンズによる高利貸法の研究は、この法案が単に法定利率に対する規制を意図したものではなく、旧約聖書で禁忌とされていた賃金をめぐる神学上の議論が提出の前提となっていた事実を明暢にしている²⁵⁾。逆に、道徳に関する

法案が必ずしも宗教的動機に根ざしていたわけではなく、こうした問題を制定法で取り扱うべきではないとする議員の発言も数多く見受けられる²⁶⁾。さらに宗教関連の法案には、純粋に信仰上の理由で提出されたものだけでなく、国教会組織にかかわる問題の解決を図ろうとするものが含まれており、議会と同時に開催されていた聖職者会議との関連を究明する必要も提唱されている²⁷⁾。

これに加えて経済的利権獲得を目的とする議会の利用についても、その内実は錯綜していた。議会制定法の法的効力が絶大であったため、エリザベス治世期に入ると個人や特定の集団の利益を確保する目的で提出される法案が増大してゆき、全法案の大部分を占めるようになっていった。ただし法案の提出に際しては私的利益の獲得を目的に掲げることはできず、「公共善 (public good)」が前面に押し出されていたのである。また私的法案として提出されたものが公的な制定法として成立する可能性もあった。地方レベルの関心と国家レベルの関心は相互に排他的なものではなかったのである²⁸⁾。もっとも議会は私的利益を追求する法案の成立に消極的であり、そのほとんどは廃案となった。その傾向は治世末期にまで引き継がれ、独占権をめぐる大いに紛糾する事態に至ったのである²⁹⁾。

以上のようにさまざまな角度から法案の分析が進み、その提出動機を同時代の思想的背景に置き直した検討が重ねられた結果、エルトンのように社会あるいは経済上の問題と宗教上の問題とを別個に論じるのは不可能である、という認識が徐々に拡大していった。王権と議会との協調という点では同意を得られたものの、制度と運営を重視し政治的安定性のみを議会の主要機能とするエルトンの主張は、ニールとは別の意味で近代的側面を過度に強調しているのではないかという批判を招いたのである³⁰⁾。さらに提出法案数に対する成立法案数の割合の低さは、「接触点」としての議会像に疑問を生むことになった。そしてこうした議論において最も重要な問題として浮上したのは、議員と選挙区との関係である。

IV 議会外コンテクストをめぐる

議員の選出方法に関しては、1980年代半ばまでは

ニールやD・ハーストラによる解釈が通説となっていた³¹⁾。それによれば、16世紀後半になるとジェントリの政治意識や中央の政治への参加願望が高まり、各人の政策をめぐる激しい選挙戦が闘われた。自らの同調者を当選させるために、選挙を主催する州長官らによる裏工作も頻繁に行われた。しかしジェントリの熱意を押さえ込むのは難しく、彼らは自らが所領を有していない近隣の都市選挙区へ「侵入」して議席を得ようとした。また政府もこうした事態に対処するために議席を急増させなければならなかったのである。こうした解釈は、国王対下院という議場内の図式を地方へ拡大させたものにほかならなかった。

この解釈を鋭く批判したのがM・キシランスキーである³²⁾。いくつかの事例研究を通じて、キシランスキーは同時代の選挙の大部分は定数以上の立候補者が現れない非競争選出であった事実を指摘した。選挙当日に候補者として立つ人物は、実際には投票日以前にすでに決定されていたのである。そして候補者選出の基準となったのは政策論争ではなく、各共同体内部におけるその人物の価値や権威であった。よって選挙とは特定の共同体におけるある人物の社会的立場の認定であって、複数の立候補者の出馬はその共同体に不調和が生じていた状況を示唆していた。選挙後に禍根が残るような事態になるのを避けるために、やや強引に思える手段を利用してでも、州長官をはじめとする選挙管理者には事前の調整が求められたのである³³⁾。

「議会的選択 (parliamentary selection)」と表現される議員選出過程についてのキシランスキーの発見は、従来の理論では説明のつかなかった現象を理解可能なものとした。たとえばパトロネージと議員の投票行動との関係である。S・アダムス、S・ホリングス、オールソップらは、個人あるいは財務府といった機関のパトロネージによって当選した議員が、議場では必ずしも自身のパトロンを利するような行動を取っていないという事実とその理由を明らかにした³⁴⁾。選挙が社会的差異化の過程であったとすれば、議員たちは選出された時点でその目的を達成していたのであり、議会での行動は制約されず、こうした不一致も合点のゆくものとなる。

さらに重要なのは、議員が選挙区に責任を負っていなかったとすれば、エルトンが「接触点」としての議会の機能を論じる際にあげていた3要素のうち、地域や個別集団に対する立法による利益の確保は、その前提からして成立しえなくなるという点である。実際「接触点」の機能不全を裏づける研究も目につく。R・ティトラーによれば、16世紀中に自らを利するような制定法を獲得できた都市は全体の8-10パーセントのみであり、そもそも法案を提出している都市は10パーセント以下に過ぎなかった。さらにエリザベス治世期の10会期において、選出された都市の居住者であった議員はわずかに24.1パーセントであった³⁵⁾。また法案を提出した回数が多い地域は、圧倒的にイングランド南部に偏っていたのである³⁶⁾。

それゆえ議会外部の研究から導き出されたのは、少なくとも都市の大部分においては議員に議会内での成果を期待していなかったのではないかという推測である。議員選出権の保有はそれ自体が他の都市に対する優越性の証であったし、また中央からの情報が促進されるという利点もあった。しかしそれ以上に都市にとって有益だったのは、この権利によってパトロンとのコネクション構築が可能であった点にある。議会で意見表明を行うより、宮廷での支持者を得る方が自らの利権を確保する上で有利に働いたのであった。

では議員の活動目的は何であったのか。この問いに答えるのは極めて困難であるが、さしあたりジョーンズによる注目すべき主張を紹介しておきたい。ジョーンズによれば、議員はいかなる近代的意味においても選挙区を代表してはいなかった。議員の大部分は、常に社会階層上の自らの位置を意識しながら、女王や王国のために自らの知識を活用すべきであるという思想によって行動していたのである。つまり議員は神によって王国の最高法廷たる議会の構成員として明確に規定された存在であり、それゆえ制定法やコモン・ローにおいて具現化されている神聖な原理に沿う形で法を作成し、議論によって問題を解決する義務を負っていた。特定の選挙区に関する利害は、上記のような行動原理と時として矛盾する可能性すらあったのである³⁷⁾。

キシュランスキー・テーゼは議회를パトロネージ・ネットワークの議論に位置づける上で大変有効に作用したのであるが、他方で大きな弱点も抱えていた。キシュランスキーは代表あるいは代表選出権に関する同時代人の認識をほとんど考慮していない³⁸⁾。また諸々の地方史研究は、政治的論争が候補者の選択に一定の役割を果たしている事例、あるいは頻りに競争選挙となる州選挙区の事例を明らかにしている³⁹⁾。さらに競争選挙の有無は、名誉や威信をめぐる闘いの過熱度と必ずしも相関しないという指摘もある⁴⁰⁾。いずれにしても、議員の選択という現実と、地方の政治および社会的構造、またジョーンズが論じているような思想としての代表理論、あるいはウェストミンスターでの議員の行動との関係には、さらなる研究の余地が残されていると言えるだろう。

V 新たな議会史像の模索

以上のようにエリザベス治世期議회를めぐる学説史は、特定の主題に関して歴史研究が進展してゆく一つの典型的モデルを提供していると思われる。エルトンがニールを批判するために提起した問題群が、法案の内容や地方との関係といった領域におけるより実証的な研究の進展を促したのは明らかであるが、それらの業績が今度はエルトン・モデルの修正をも余儀なくしたのであった。したがって現在ではニールの主張もエルトンの主張も、ともにそのままでは受け入れがなくなっている。もはやニールが固執した党派としてのピューリタンの存在を単純素朴に信じる研究者は存在しない。その一方で、エルトンの議論の核である中央と地方の「接触点」としての側面が一定程度機能していたのは、D・M・ディーンらによる綿密な研究から明らかであるとしても⁴¹⁾、同じくディーンが述べているようにエルトンが想定したほどの広範な有用性があったかどうかは疑問である⁴²⁾。

よって現在求められているのは、ニールとエルトンの学説を橋渡しすると同時に、両者が前提としていたパラダイムを乗り越えてゆくような視角であろう。ここでは残された紙幅で、そうした可能性を秘めた具体例として、筆者なりに次の2点を提示して

みたい。第1に、この時代の議会に付随していた儀礼の役割があげられる。近世ヨーロッパの政治文化において儀礼が果たしていた重要性は以前から指摘されており、人類学や社会学のみならず歴史学においても数多くの研究がなされている⁴³⁾。近年我が国でも儀礼についての関心が高まっており、近世イングランドに限っても女王の巡幸、葬儀、入市式、あるいは宮廷儀礼に関する重要な先行論文が存在する⁴⁴⁾。これら一連の研究によってつまびらかにされたのは、儀礼はけっして無意味な慣習などではなく、実体を伴わない国王の権威への形式付与およびその可視化により人々の情動に訴え、それによって国王の権力行使を可能とする、非常に重要な統治手段の一つであったということである。したがって議会についても、その象徴的側面に触れずに全般的な機能について論じれば、研究が不徹底であるとの非りを免れないであろう。当該期の議会に付随する儀式についての研究は、現在までディーンの論考⁴⁵⁾以外にまとまった研究は存在しないが、こうした視点からの再検討が急がれる。

2点目は、テューダー朝期と初期ステュアート朝期および内乱期との関係である。エルトン以降修正主義者は16世紀と17世紀とを分離して検討する傾向にあったが、議会が半恒常的な制度として存在していた以上、やはり多様な側面における一定の連続性は看過しえないだろう。たとえば、その要因をどこに求めるにしろ議事手続の整備が16世紀中葉から進展しつつあったのは事実であり、それは結果的に17世紀に入ると国王に対する下院の対抗手段として使用されることになった⁴⁶⁾。また地方における選挙権の拡大や競争選挙の漸進的増加といった現象、あるいは国王に公然と異を唱える議員の出現⁴⁷⁾、さらに議員へのロビー活動などがすでに16世紀後半には確認されている⁴⁸⁾。このようにいずれもテューダー朝期にその萌芽が見られる、立法機関としての制度の整備、政治思想における位置づけの変化、さらには統治における実際の役割の変質などが、内乱期において議会が発揮した機能の礎となった点是否定できない。ホイッグ史観と修正主義がともに抱える欠点を克服するためには、両期間を無批判に分離しないし接合するのではなく、総合的に照査し直す作

業が求められていると思われる。

以上、今後進展の可能性があると思われる視座を提示した。近世イングランド議会の研究に新たな地平を切り開くためには、同時代の歴史的コンテクストにもとづいた実証的な考察をさらに促進する必要があるのは当然であるが、一方で空間のない時間的により幅広い視野に立って議会の意味を問い直す作業が急務になりつつあると言えるだろう。

- 1) 堀江洋文「中世および近代初期イギリス議会の特徴」(『社会科学年報(専修大学)』第31号, 1997年)が近年では唯一のまとまった論考である。しかし同論文のテューダー朝期に関する叙述の大部分は、J. Loach, *Parliament under the Tudors*, Oxford, Clarendon Press, 1991を踏襲しており、エルトン以降の研究動向にはほとんど触れられていない。
- 2) A. F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, London, Longmans, 1926; W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, 13 vols., London, Methuen, 1922-52, IV.
- 3) ボラードに対する批判については、J. H. Hexter, 'Factors in Modern History', in *id.*, *Reappraisals in History*, London, Longmans, 1961を参照。
- 4) ニールの生涯と業績に対する評価については、J. Hurstfield, 'John Earnest Neale 1890-1975', *Proceedings of the British Academy* 63, 1977。またボラード、ニール、エルトンと続いたテューダー朝研究の系譜については、J. P. Kenyon, *The History Men*, London, Weidenfeld and Nicolson, 1983(今井宏・大久保桂子訳「近代イギリスの歴史家たち」ミネルヴァ書房, 1988年)および清水祐司「テューダー・セミナー——テューダー朝研究の一系譜——」(『イギリス史研究』第30号, 1980年)を参照。
- 5) W. Notestein, 'The Winning of the Initiative by the House of Commons', *Proceedings of the British Academy* 11, 1924.
- 6) J. E. Neale, *Queen Elizabeth*, London, J. Cape, 1938(大野真弓・大野美樹訳「エリザベス女王」I, II, みすず書房, 1975年)。
- 7) J. E. Neale, *Elizabethan House of Commons*, London, J. Cape, 1949; *id.*, *Elizabeth I and her Parliaments*, 2 vols., London, J. Cape, 1953, 1957.
- 8) こうした議論がR・H・トーニーのジェントリの勃興論とパラレルな関係にあったのは間違いない。R. H. Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism: A Historical Study*, London, J. Murray, 1926(出口勇蔵・

越智武臣訳『宗教と資本主義の興隆——歴史的研究——』岩波書店、上巻1956年、下巻1959年)。

- 9) Neale, *Elizabeth I and her Parliaments*, I, p. 11.
- 10) たとえば J. S. Roskell, 'Perspectives in English Parliamentary History', *Bulletin of the John Rylands Library* 46, 1964 を参照。ただしロスケルは中世史家であった。
- 11) エルトンの歴史観を全般的に扱ったものとして、堀江洋文「エルトン史学と歴史学研究」(『社会科学年報〈専修大学〉』第28号、1994年)および井内太郎「エルトンとテューダー朝史研究」(『広島大学大学院文学研究科論集』第61巻、2001年)などを参照。
- 12) G. R. Elton, 'Tudor Government: The Points of Contact. I, The Parliament', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24, 1974.
- 13) G. R. Elton, 'Parliament in the Sixteenth Century: Functions and Fortunes', *Historical Journal* 22, 1979.
- 14) エルトンの議会史研究の集大成となったのは、G. R. Elton, *The Parliament of England, 1559-1581*, Cambridge, Cambridge University Press, 1986 である。その内容はもちろんのこと、'Parliament' と単数になっている表題や、ニールとは異なり年代順の叙述形式をとっていない点などにも、同書には制度としての議会を強調するエルトンの史観が随所に垣間見られる。
- 15) J. Loach, 'Conservatism and Consent in Parliament, 1547-1549', in R. Tittler and J. Loach (eds.), *The Mid-Tudor Polity*, London, Macmillan, 1980.
- 16) K. R. Bartlett, 'The Role of the Marian Exiles', in P. W. Hasler (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons 1559-1603*, vol. 1, London, Her Majesty's Stationery Office, 1981; N. M. Sutherland, 'The Marian Exiles and the Establishment of the Elizabethan Regime', *Archive for Reformation History* 78, 1987.
- 17) W. S. Hudson, *The Cambridge Connection and the Elizabethan Settlement of 1559*, Durham, N. C., Duke University Press, 1980.
- 18) N. L. Jones, *Faith by Statute: Parliament and the Settlement of Religion 1559*, London, Royal Historical Society, 1982.
- 19) M. A. R. Graves, 'Thomas Norton the Parliament Man: An Elizabethan M. P., 1559-1581', *Historical Journal* 23, 1980; *id.*, 'The Management of the Elizabethan House of Commons: The Council's Men of Business', *Parliamentary History* 2, 1982.
- 20) Elton, *The Parliament of England, 1559-1581*, pp. 321-329.
- 21) S. Lambert, 'Procedure in the House of Commons in the Early Stuart Period', *English Historical Review* 95, 1980.
- 22) M. A. R. Graves, *The House of Lords in the Parliament of Edward VI and Mary I: An Institutional Study*, Cambridge, Cambridge University Press, 1981.
- 23) J. D. Alsop, 'The Theory and Practice of Tudor Taxation', *English Historical Review* 97, 1982; *id.*, 'Innovation in Tudor Taxation', *English Historical Review* 99, 1984; *id.*, 'Parliament and Taxation', in D. M. Dean and N. L. Jones (eds.), *The Parliaments of Elizabethan England*, Oxford, B. Blackwell, 1990.
- 24) G. L. Harris, 'Theory and Practice in Royal Taxation: Some Observations', *English Historical Review* 97, 1982; R. Hoyle, 'Crown, Parliament and Taxation in Sixteenth Century England', *English Historical Review* 109, 1994. 詳しくは井内太郎「テューダー朝期の議会課税論争」(同『16世紀イングランド行財政史研究』広島大学出版会、2006年所収)を参照。
- 25) N. L. Jones, *God and the Moneylenders: Usury and Law in Early Modern England*, Oxford, B. Blackwell, 1989.
- 26) J. R. Kent, 'Attitudes of Members of the House of Commons to the Regulation of "personal conduct" in Late Elizabethan and Early Stuart England', *Bulletin of the Institute of Historical Research* 46, 1973; C. Herrup, 'Law and Morality in Seventeenth Century England', *Past and Present* 106, 1985.
- 27) N. L. Jones, 'An Elizabethan Bill for the Reformation of the Ecclesiastical Law', *Parliamentary History* 4, 1985; *id.*, 'Fine Tuning the Reformation: Parliament and the Reform of the Church Courts', in J. A. Guy and H. Beale (eds.), *Law and Social Change in British History*, London, Royal Historical Society, 1984.
- 28) したがって立法者と立法過程という視点からは、公的法案と私的法案の区別はほとんど意味をなさなくなる。D. M. Dean, 'Public or Private? London, Leather and Legislation in Elizabethan England', *Historical Journal* 31, 1988; *id.*, 'Parliament and locality', in *The Parliaments of Elizabethan England*, p. 160.
- 29) D. H. Sacks, 'Private Profit and Public Good: The Problem of the State in Elizabethan Theory and Practice' in G. Shochet (ed.), *Law Literature and the Settlement of Regimes*, Washington D. C., Folger Institute, 1990; *id.*, 'Parliament, Liberty and Common-

- weal', in J. H. Hexter (ed.), *Parliament and Liberty from Elizabeth I to the English Civil War*, Stanford, Stanford University Press, 1992.
- 30) たとえば, J. Loach, 'Parliament: A "New Air"?' in C. Coleman and D. Starkey (eds.), *Revolution Reassessed*, Oxford, Clarendon Press, 1986.
- 31) Neale, *Elizabethan House of Commons*; D. Hirst, *The Representative of the People? Voters and Voting in England under the Early Stuarts*, Cambridge, Cambridge University Press, 1975.
- 32) M. Kishlansky, *Parliamentary Selection: Social and Political Choice in Early Modern England*, Cambridge, Cambridge University Press, 1986.
- 33) キシュランスキーが前提としている地方の統治構造は, A・フレッチャーやC・パターソンの見解と軌を一にしている。A. J. Fletcher, 'Honor, Reputation and Local Officeholding in Elizabethan and Stuart England', in A. J. Fletcher and J. Stevenson (eds.), *Order and Disorder in Early Modern England*, Cambridge, Cambridge University Press, 1985; C. Patterson, 'Conflict Resolution and Patronage in Provincial Towns, 1590-1640', *Journal of British Studies* 37, 1998.
- 34) S. Hollings, 'Court Patronage, County Governors and the Early Stuart Parliaments', *Parergon*, n. s., 6, 1988; S. Adams, 'The Dudley Clientele and the House of Commons, 1559-1586', *Parliamentary History* 8, 1989; J. D. Alsop, 'Exchequer Office-Holders in the House of Commons, 1559-1601', in *Parliamentary History* 8.
- 35) R. Tittler, 'Elizabethan Towns and the "Points of Contact": Parliament' in *Parliamentary History* 8.
- 36) Dean, 'Parliament and Locality', p. 162.
- 37) N. L. Jones, 'Parliament and the Political Society of Elizabethan England', in D. Hoak (ed.), *Tudor Political Culture*, Cambridge, Cambridge University Press, 1995.
- 38) D. Hirst, 'Review of Kishlansky, *Parliamentary Selection*', *Albion* 19, 1987.
- 39) A. H. Smith, *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558-1603*, Oxford, Clarendon Press, 1974, p. 314; D. N. J. MacCulloch, *Suffolk and the Tudors: Politics and Religion in an English County, 1500-1600*, Oxford, Clarendon Press, 1986, p. 335.
- 40) E. Hartley, 'The Sheriff and County Election' in *The Parliaments of Elizabethan England*.
- 41) 前掲論文のほか, 以下を参照。D. M. Dean, 'London Lobbies and Parliament: The Case of the Brewers and Coopers in the Parliament of 1593', in *Parliamentary History* 8; *id.*, 'Parliament, Privy Council, and Local Politics in Elizabethan England: The Yarmouth-Lowestoft Fishing Dispute', *Albion* 22, 1990.
- 42) D. M. Dean, *Law-making and Society in Late Elizabethan England*, Cambridge, Cambridge University Press, 1996, pp. 282-290.
- 43) S. Anglo, *Spectacle, Pageantry and Early Tudor Policy*, Oxford, Clarendon Press, 1969; *id.*, *Images of Tudor Kingship*, London, Seaby, 1992; D. Bergeron, *English Civic Pageantry*, London, Edward Arnold, 1971; R. Strong, *The Cult of Elizabeth*, London, Thames and Hudson, 1977; D. Cannadine and S. Price (eds.), *Rituals of Royalty: Power and Ceremonial in Traditional Societies*, Cambridge, Cambridge University Press, 1987; R. M. Smuts, 'Public Ceremony and Royal Charisma: The English Royal Entry in London, 1485-1642', in A. L. Beier, D. Cannadine and J. M. Rosenheim (eds.), *The First Modern Society: Essays in English History in Honour of Lawrence Stone*, Cambridge, Cambridge University Press, 1989などを参照。
- 44) 以下, 近年の業績のみをあげておく。菅原未宇「エリザベス一世の入市式における都市支配層の戦略」(『比較都市史研究』第20巻第2号, 2001年), 指昭博「近世イングランドの国王葬儀—エリザベス一世の葬列を中心に—」(江川温・中村生雄編『死の文化誌—心性・習俗・社会—』昭和堂, 2002年), 井内太郎「近世イギリスにおける権力と儀礼—the Triumph of Honourにみるテューダー王朝の君主制理念—」(『歴史学研究』第768号, 2002年), 同「プリヴィ・チェインバーの成立とその意義」(同『16世紀イングランド行財政史研究』所収), 指昭博編『王はいかにして受け入れられたか—政治文化のイギリス史—』(刀水書房, 2008年)。
- 45) D. M. Dean, 'Image and Ritual in the Tudor Parliaments', in *Tudor Political Culture*.
- 46) T. K. Rabb, 'Revisionism Revised: The Role of the Commons', *Past and Present* 92, 1981, p. 62.
- 47) J. E. Neale, 'Peter Wentworth', *English Historical Review* 39, 1924.
- 48) D. M. Dean, 'Pressure Groups and Lobbies in the Elizabethan and Early Jacobean Parliaments', *Parliament, Estates and Representation* 11, 1991.